



2025年3月25日

各 位

会 社 名 住友商事株式会社

代表者名 代表取締役 社長執行役員 CEO 上野 真吾

(コード番号：8053 東証プライム)

問合せ先 広報部長 長澤 修一

(Tel : 03-6285-3100)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会決議により、「定款一部変更の件」を本年6月開催予定の第157期定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

当社は、本年1月28日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、本年6月開催予定の当社定時株主総会において承認されることを条件として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行することを取締役会において決議しております。これに関連して、以下のとおり当社定款の変更を行うものです。

- (1) 監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設
- (2) 取締役会から取締役への権限の委任に関する規定の新設
- (3) 監査役会および監査役に関する規定の削除
- (4) 上記の各変更に伴う条数の整備その他の所要の変更

#### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりです（別紙の下線部は変更箇所を示します）。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日       ：       2025年6月20日（予定）

定款変更の効力発生日                    ：       2025年6月20日（予定）

以 上

(別紙) 定款変更の内容

(下線部は変更箇所を示しています。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p>第1条～第3条 (記載省略)</p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人</p> <p>第5条 (記載省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 株 式</b></p> <p>第6条～第9条 (記載省略)</p> <p>第10条 (株主名簿管理人) ① 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>第11条 (株式の取扱い) 当社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 株 主 総 会</b></p> <p>第12条～第17条 (記載省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役、取締役会及び執行役員</b></p> <p>第18条 (取締役の選任) (新設)</p> <p>① 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ② 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 株 式</b></p> <p>第6条～第9条 (現行どおり)</p> <p>第10条 (株主名簿管理人) ① (現行どおり) ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。</u> ③ (現行どおり)</p> <p>第11条 (株式の取扱い) 当社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款のほか、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 株 主 総 会</b></p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役、取締役会及び執行役員</b></p> <p>第18条 (取締役の選任) ① <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> ② (現行どおり) ③ (現行どおり)</p>

(新設)

第19条 (取締役の任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(新設)

(新設)

第20条 (代表取締役及び役付取締役)

- ① 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。
- ② 取締役会は、その決議によって、取締役会長を定めることができる。

第21条 (取締役会)

- ① 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長を置かないとき又は取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに代わる。
- ② 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より3日前に発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
- ③ 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(新設)

第22条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第23条 (取締役の責任免除)

(記載省略)

第24条 (執行役員)

(記載省略)

**第5章 監査役及び監査役会**

第25条 (監査役の選任)

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

④ 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第19条 (取締役の任期)

- ① 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第20条 (代表取締役及び役付取締役)

- ① 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。
- ② (現行どおり)

第21条 (取締役会)

- ① (現行どおり)
- ② 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
- ③ (現行どおり)

第22条 (重要な業務執行の決定の委任)

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第23条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第24条 (取締役の責任免除)

(現行どおり)

第25条 (執行役員)

(現行どおり)

(削除)

(削除)

第26条 (監査役の任期)

(削除)

- ① 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第27条 (常勤の監査役及び常任監査役)

(削除)

- ① 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。
- ② 監査役会は、その決議によって、常任監査役を選定することができる。

第28条 (監査役会)

(削除)

- ① 監査役会は、あらかじめ監査役会が定めた監査役が招集する。ただし、他の監査役が招集することを妨げない。
- ② 監査役会の議長は、前項の招集者がこれにあたる。
- ③ 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前に発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第29条 (監査役の報酬等)

(削除)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第30条 (監査役の責任免除)

(削除)

- ① 当社は、取締役会の決議によって、法令の定める限度において、監査役の責任を免除することができる。
- ② 当社は、監査役との間で、法令の定める限度まで、監査役の責任を限定する契約を締結することができる。

(新設)

(新設)

**第5章 監査等委員会**

第26条 (監査等委員会)

- ① 監査等委員会は、あらかじめ監査等委員会が定めた監査等委員が招集する。ただし、他の監査等委員が招集することを妨げない。
- ② 監査等委員会の議長は、前項の招集者がこれにあたる。
- ③ 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(新設)

## 第6章 計 算

第31条 (事業年度)  
(記載省略)

第32条 (剰余金の配当)  
(記載省略)

第33条 (除斥期間)  
(記載省略)

(新設)

第27条 (常勤の監査等委員)

監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

## 第6章 計 算

第28条 (事業年度)  
(現行どおり)

第29条 (剰余金の配当)  
(現行どおり)

第30条 (除斥期間)  
(現行どおり)

## 附 則

2025年6月開催の第157期(2024年度)定時株主総会の決議による当会社定款の変更前における監査役の行為に係る会社法第423条第1項の責任の取締役会の決議による免除及び当該責任を限定する契約については、なお従前の例による。